

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

道路の区域変更	(道路維持課)	六五
道路の供用開始	(同)	六五
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	六六
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業・金融課)	六七
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(都市政策課)	六八
建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更案の縦覧	(建築指導課)	六八
土地改良区役員の退任	(可茂農林事務所)	六八

### 告 示

岐阜県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年二月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
県道	古 鼠 川 餅 線	飛騨市古川町東町五番一 四地先から 同 市同 町同 八五三 番二地先まで	前	六〇 七三	一七四・一	
			後	六〇 八五	一七四・一	

岐阜県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年二月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
古 鼠 川 餅 線			飛驒市古川町東町五番一四地 先から 同 市 同 町 同 八五三番一 地先まで	一七・一	平成 二〇・二・一〇	平成 二〇・二・一〇

岐阜県告示第五十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項  
の規定により告示する。

平成二十九年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

芥見南山	次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び 標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示す とおりとする。） 岐阜市芥見南山
三丁目 一二番七	一号
六〇五四番一	二号及び三号
六〇五三番一	四号
六〇二九番一	五号
五九六五番六	六号
一丁目 一七一番	七号
三丁目	

一一番一	八号
一一番五	九号
一二番六	十号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務  
所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項  
の規定により告示する。

平成二十九年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

東 平	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及 び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱九号から 二二号までを順次結んだ線及び標柱九号と二二号を結んだ線に囲ま れた土地の区域並びに標柱二三号から三〇号までを順次結んだ線及 び標柱二三号と三〇号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に 示すとおりとする。） 美濃加茂市山之上町
字平岩	六〇三三番 一号
六〇三四番一	二号
六〇五二番	三号
六〇四四番一	四号
六〇二五番一	五号
六〇一五番一	六号
六〇二〇番	七号
六〇二五番一	八号
六〇一〇番一	九号
六〇二二番一	一〇号
六〇二二番一	一一号
六〇〇七番	一二号
五九九九番三	一三号
六〇〇二番	一四号
字東平	
字平岩	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

五九八番一	一五号及び一六号
五九九番一	一七号
五九九番一	一八号及び二三号
六〇〇番一	一九号
六〇〇番一	二〇号
六〇〇番一	二二号
六〇〇番一	二二号
六〇〇番一	二二号
五八四九番一	二四号
五八四九番一	二五号
五八五〇番一	二六号及び二七号
五八五四番一	二八号
五八五二番一	二九号
五九八七番一	三〇号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項  
の規定により告示する。

平成二十九年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）

可児市東帷子

前田南	字道弁当	二五八一番四	一号
		二五七九番	二号
	字河下	二七三四番	三号
		二五五一番五	四号
	字道弁当	二五六五番一	五号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所

所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模  
小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。  
なお、その届出書等は平成二十九年二月十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融  
課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配  
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意  
見書を提出することができる。

平成二十九年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日  
平成二十九年一月三十一日
- 二 届出者の氏名又は名称  
中部薬品株式会社
- 三 建物の名称及び所在地  
V・drug高山中央店  
高山市岡本町三丁目六番一〇 外
- 四 大規模小売店舗の新設日  
平成二十九年十月一日
- 五 店舗面積  
一、三九七平方メートル
- 六 駐車場の収容台数  
一三七台
- 七 荷さばき施設の面積

一六三平方メートル

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年二月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

本県市

二 調査を行った地域

岐阜県本県市大字七五三及び海老の一部（土責野）（）

三 調査を行った期間

平成二十五年年度から平成二十七年年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本県市（大字七五三及び海老の一部）の地籍図

岐阜県本県市（大字七五三及び海老の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年二月十日

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更の縦覧

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしたので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十九年二月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 用途地域の指定のない区域内で定める事項

- 1 法第五十二条第一項第七号に規定する容積率の限度
- 2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度
- 3 法第五十三条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度
- 4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の高さの限度
- 5 法別表第三五の項(ロ)の欄に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限度

二 区域区分の変更を行う市

中津川市

三 区域区分の変更を行う土地の区域

計画図書において表示する区域

四 案の縦覧場所

岐阜県都市建築部建築指導課及び中津川市リニア都市政策部都市計画課

五 縦覧期間

平成二十九年二月十三日から同月二十七日まで

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年二月十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住居	所
美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区	平成二九年二月一五	理事	渡邊俊彦	美濃加茂市本郷町六丁目四番一五号	

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
木曾川右岸用水土地改良区	平成 二九 ・一 ・二五	理事	渡 邊 俊 彦	美濃加茂市本郷町六丁目四番一五号

平成二十九年二月十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社